



届出

■市民カードの引替窓口開設

時・場

11月7日(土)、21日(土)・保谷庁舎

11月14日(土)、28日(土)・田無庁舎

各日とも午前9時～午後5時

❖手続きに必要なもの

印鑑登録証、ほうや市民カード、西東京市民カードのうちいずれかお持ちのもの 官公署の発行した顔写真付の身分証明書（運転免許証、旅券、住基カード<sup>など</sup>）

暗証番号を登録または変更する場合は、必ず本人が来庁してください。

破損カードを引替える場合の本人確認は、健康保険証や年金手帳、社員証などでも可。

官公署の発行した顔写真付の身分証明書をお持ちでない方が暗証番号を登録する場合、照会方式（再度来庁が必要）と、即日登録のできる保証人登録制度があります。

代理人による引替申請は、代理人選任届（本人自筆、登録印を押印したもの）と代理人の本人確認のできるものがが必要です。

市民課 田（☎460 - 9820）

保（☎438 - 4020）

税

■固定資産税の減額

■住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋（賃貸住宅を除く）にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積100㎡まで3分の1減額します（都市計画税は含まれません）。

❖減額要件

65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方ならびに障害をお持ちの方が居住する家屋であること（賃貸住宅を除く）

平成19年4月1日～平成22年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行うこと

改修工事後3か月以内に資産税課（田無庁舎4階）まで申告すること

バリアフリー改修工事に要した費

用が30万円以上であること（補助金等を除く自己負担額）

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

❖必要書類

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

バリアフリー改修工事に要した費用の領収書、改修工事の内容等を確認できる書類（工事明細書、現場の写真<sup>など</sup>）

納税義務者の住民票の写し

改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し

(2)居住者が要介護または要支援を受けている場合は、その方の被保険者証の写し

(3)居住者が障害をお持ちの場合は、その方の障害者手帳の写し

補助金等の交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

❖一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え工事、床表面の滑り止め化

■住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅（賃貸住宅を除く）に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積120㎡まで3分の1減額します（都市計画税は含まれません）。

❖減額要件

平成20年4月1日～平成22年3月31日に一定の省エネ改修工事（熱損失防止改修）を行うこと

改修工事後3か月以内に資産税課（田無庁舎4階）まで申告すること

熱損失防止改修工事に要した費用が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

❖必要書類

住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

熱損失防止改修工事証明書

熱損失防止改修工事に要した費用

の領収書

納税義務者の住民票の写し

❖一定の熱損失防止改修工事とは窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること（外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする）

■住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅に耐震改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積の120㎡まで2分の1減額します（都市計画税は含まれません）。

❖減額要件

改修工事後3か月以内に資産税課（田無庁舎4階）まで申告すること

耐震改修工事に要した費用が30万円以上であること

❖減額期間

平成18年1月1日～平成21年12月31日に改修完了した場合、翌年度から3年間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

❖必要書類

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 耐震改修工事証明書 耐震改修工事に要した費用の領収書

資産税課 田（☎460 - 9830）

国保・年金

■国民健康保険と交通事故

国民健康保険に加入している方が交通事故などで傷害を受けた場合でも、国民健康保険で医療機関に受診することができます。

しかし、本来はその費用は加害者が負担すべきものなので、国民健康保険は一時立て替えをし、後で加害者に請求することになります。

交通事故にあったらすぐに警察に届け出をしてください。また、国民健康保険証を使用する場合、健康年金課に必ず届け出てください。国民健康保険で治療を受ける時は、「第

三者行為による傷病届」などの書類の提出が必要になります。

□届出に必要なもの

国民健康保険証 印鑑 交通事故証明書（後日でも可） 第三者行為による傷病届他届出書一式（健康年金課にあります）

～示談は慎重に～

加害者と示談が成立すると、示談の内容が優先され、国保から加害者に請求できなくなる場合があります。示談を結ぶ時は、ご注意ください。

～交通事故にあった時の心得～

あわてずに、落ち着いて状況を判断 救護を優先 相手の確認（車のナンバー、型、色、名称、運転者の氏名・住所・免許証、車検証、電話、任意保険加入の有無、営業用の車は会社名・所在地<sup>など</sup>） 目撃者への協力 警察へ届け出 市役所へ届け出 必ず医療機関を受診 詳しくは、お問い合わせを。

健康年金課 田（☎460 - 9821）

■年金を受けている方が亡くなられたときは届出が必要

年金を受けている方が亡くなられたときは、「年金受給権者死亡届」の提出が必要です。

また、年金は亡くなった日の属する月まで受けられますので、未払いの年金がある場合は「未支給年金・保険給付請求書」も合わせて、最寄りの社会保険事務所に提出してください。

未払いの年金を受けられる遺族の方は、年金を受けていた方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となります。

なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方より年金を返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

死亡届や未支給年金の請求に関するお問い合わせは、ねんきんダイヤルまたは、社会保険事務所へ 問ねんきんダイヤル（☎0570 - 05 - 1165） I P電話・PHSからは（☎03 - 6700 - 1165）

問武蔵野社会保険事務所

（☎0422 - 56 - 1411）

健康年金課 田（☎460 - 9825）



地上デジタル放送に関するお知らせ



地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援～12月28日(月)まで受付～

総務省では、10月1日から経済的な理由などで地上デジタル放送を見ることができない世帯に対して、簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を開始しました。

对生活保護などの公的扶助を受けている世帯、市町村民税非課税の障害者のいる世帯、社会福祉事業施設入所者の方々と、NHK受信料全額免除となっている世帯

NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。

支援は現物給付です。すでに購入されたチューナー、アンテナ改修などの費用を清算することはできません。

□受付期限 12月28日(月)

申・問総務省地デジチューナー支援実施センター

（☎0570 - 033 - 840）

企画政策課 田（☎460 - 9800）

集合住宅等の共同テレビ受信施設・建築物などによる受信障害対策として設置された共同受信施設の改修費用への助成制度

総務省では、集合住宅等（アパート、マンション）の共同テレビ受信施設や建築物等による受信障害対策として設置された共同受信施設を地上デジタル放送に対応するように改修する際、費用負担が過重（世帯当たりの負担額が3万5000円以上）となる場合に、その費用の一部（最大で2分の1）を国が助成する制度がスタートしています。

この支援制度は、総務省テレビ受信者支援センターを通じて行われています。なお、助成を受けようとする場合は、改修工事を行う前に助成申請をする必要があります。

また、対象となる施設や申請手続きなどについては、デジサポ<sup>HP</sup> <http://digisuppo.jp>で

も紹介しています。

□受付期間

障害対策共聴施設...12月28日(月)まで

集合住宅等の共同受信施設...平成22年1月15日(金)まで

申・問デジサポ助成金相談窓口

（☎0570 - 093 - 724 平日午前9時～午後6時）

I P電話など、ナビダイヤルがつかない方は、（☎03 - 5623 - 3121）へ

企画政策課

田（☎460 - 9800）

